

防整施第12485号
令和4年6月27日

大臣官房会計課長
人事教育局厚生課長
地方協力局環境政策課長殿
防衛装備庁調達管理部調達企画課長
防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（宇宙・地上装備担当）

整備計画局施設計画課長
（公印省略）

防衛省木材利用促進会議設置要綱について（通知）

標記について、防衛省の所管に属する公共建築物における木材の利用の促進のための計画について（防整施（事）第201号。令和4年6月22日）の別紙第3項の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、防衛省木材利用促進会議設置要綱について（防整施第11703号。令和3年7月1日）は、廃止する。

添付書類：別紙

防衛省木材利用促進会議設置要綱

（設置）

第1条 「防衛省の所管に属する公共建築物における木材の利用の促進のための計画」（防整施（事）第201号。令和4年6月22日）第3項の規定に基づき、防衛省の所管に属する公共建築物における木材の利用を促進するため、防衛省木材利用促進会議（以下「促進会議」という。）を置く。

（構成）

第2条 促進会議の構成は次のとおりとする。

- (1) 議長 整備計画局施設計画課長
- (2) 委員 大臣官房会計課、整備計画局施設計画課、人事教育局厚生課、地方協力局環境政策課、防衛装備庁調達管理部調達企画課及びプロジェクト管理部事業監理官（宇宙・地上装備担当）の担当者

2 議長は、必要があると認めるときには、前項に掲げる者以外の者を委員に加えることができる。

（任務）

第3条 防衛省の所管に属する公共建築物における木材の利用の促進を効果的に図るため、防衛省内の円滑な連絡調整、防衛省における木材の利用の促進に向けた措置の検討及び実施状況の点検並びに木材の利用の事例、取組状況その他木材の利用の促進に資する情報を積極的に発信する。

（運営）

第4条 議長は、会議を招集し、会務を整理する。

（委任規定）

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。